

令和4年度京都御苑桂宮邸跡北側土塀（雨落ち溝）等改修工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工 事 名:令和4年度京都御苑桂宮邸跡北側土塀(雨落ち溝)等改修工事
2. 工事場所:京都市上京区京都御苑15番地
3. 工 期:令和5年3月29日(水)まで
4. 工事内容:北側土塀雨落ち溝170.6m、勅使門駒寄改修13.0m、

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書(自然公園編)」(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事は、営繕工事における週休2日試行対象工事である。
3. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
4. 各工事の詳細な仕様は、設計図に記載された改修特記仕様書、特記事項による。

III 適用基準等

- ・ 公共建築工事標準仕様書(令和4年度)(国土交通省)
- ・ 建築工事安全施工技術指針(平成27年度)(国土交通省)
- ・ 写真管理基準(案)(令和2年、国土交通省)
- ・ 工事完成図書の電子納品等要領(国土交通省)

IV 特記事項

1. 京都御苑に係る用途地域等

区 分 等	内 容
名 称 (区分)	京都御苑 (国民公園)
都市計画区域	都市計画区域内 (市街化区域)
用 途 地 域	第二種住居地域
防 火 地 域	法22条地域
その他地域	特別用途地区 (京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区) 歴史的遺産型美観地区 (一般地区)、屋外広告物規制区域 (禁止地域)、眺望景観保全地域 (境内の眺め)、周知の埋蔵文化財包蔵地、広域避難場所、15m 第1種高度地区, 京都御苑鳥獣保護区 (府指定)

本工事が行われる場所は、京都御苑内の北側に位置する桂宮邸跡である。外観の門、

外周の築地(土)堀が近世の公家屋敷の雰囲気を残しており、桂宮邸跡庭園の公開開始とも相まって公家文化を伝える「魅力」の重要な構成要素と認識されている。

本件工事は文化財や史跡の保護保全に止まらず、京都市民はもとより日本国民にとって特別な場所としての「価値」を継承・深化させる重要な役割の一端を担うものであることから、工事に携わる者には、伝統的な大工の技術はもとより、かけがえのない資産の伝承に向けた自覚と見識が同様に求められる。

また、当工事が実施される現場は、交通量の多い今出川通りに近接する。施工材料の落下等による歩行者や車両、歴史的建物の損傷等への被害が懸念されることから、十分な安全対策と安全な作業が求められる。さらに西側内部には、宮内庁職員官舎が含まれ、安全対策はもとよりプライバシー保護や悪臭・騒音対策等居住者への十分な配慮が求められる。

2. 施工条件

- ・ 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ・ 土曜日と日曜日及び祝祭日を作業の休止日とする。
- ・ 工事に着手する前に、地質条件や関連する周囲の状況等を含め十分に確認すること。工事に使用する重機等は、門扉により車両の進入できる幅員、高さが限定されるため、通行できる機種を適切に選定する。
- ・ 工事に当たっては、別紙「京都御苑内作業規定」(環境省京都御苑管理事務所)を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意する。
- ・ 作業車両の京都御苑への出入りは原則として「今出川口」を使用し、必要により管理事務所担当者(以下調査「調査担当者」と記す)と協議した上最小限の範囲で今出川御門を使用する。苑内は、定められたルートを時速10km以下で安全に走行する。
- ・ 苑内に乗り入れる車両等には、管理事務所が貸与する作業車両通行許可証を常時掲出する。

3. 各作業は、以下のとおり施行する。

(1) 土堀雨落ち溝改修工事

① 仮設工事用道路

- ・ 雨落ち溝の施工に先立ち、土堀に沿って3mの幅で表土を剥ぎ南側の樹林地に薄く散布すること。位置や方法については、調査担当者と協議のうえ決定すること。
- ・ 雨落ち溝の縁石内側より2.5mを工事用道路として工事用の車両の通行に支障のない

よう、路床の不陸整正、路盤への敷砂利5cmを行うこと。

② 雨落ち溝

- ・ 施工にあたっては既存の縁石をできる限り再利用し、不足する箇所に市販の地先境界ブロックを使用する。
- ・ 縁石の設置位置や高さは、本工事の工事設計図および西側の既施工箇所の設置位置に準ずる。
- ・ モルタルは気温の低下による凍結を防止し、十分固結するまで慎重に養生すること。
- ・ 溝は床堀後均平に均し、妨草シートを隙間無く敷設する。シートの上に洗い砂利を厚さ5cm敷設する。

(2) 駒寄改修工事

- ・ 改修範囲や施工方法について、起工時に細部まで確認する。調達に時間を要する部材や部品は、工事工程を配慮して遅滞のないよう手配する。
- ・ 工種毎の留意事項は、本工事の工事設計図に記された改修特記仕様書、特記事項による。

(3) 建設副産物の処理

- ・ 建設副産物は、建設リサイクル法に基づき適正に処理する。
- ・ 工事請負者は、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の対象に含まれない産物について、施工計画書に処理計画を作成すること。
- ・ 工事請負者は、中間処理業者又は最終処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結した場合、その契約書の写しを処理計画に添付すること。
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト) 受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提示し確認を受けるとともにE票の写しを提出すること。

4. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは A3 とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、印刷物と CAD データを合わせて提出する。
- (3) 工事写真は、A4 版、の工事写真帳に整理して 1 部提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)(環境省

ホームページに掲載（毎年2月改正）において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excelファイルで作成し、提出する。

- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。

5. 工事全般関係

(1) 工程関係

①影響を受ける他の工事

②自然的・社会的条件による制約

a.要因：荒天、感染症の蔓延、不測の事態 b.制約内容：施工・調達不能

③関連機関との協議による制約

a.関連機関：京都府文化財保護課 b.制約内容：埋蔵文化財発掘立ち合を掘削工事開始3日前までに、京都御苑管理事務所の担当官を通じて京都市文化市民局文化財保護課まで連絡する。

④占用物件（地下物件、架空線など）

a.物件内容：ガス、電気 b.物件管理者：大阪ガス、関西電力

c.事前調査：位置や種類について事前に確認を要する。

⑤占用物件（地下物件、架空線など）

a.物件内容：水道管 b.物件管理者：京都市水道局

c.事前調査：位置や種類について事前に確認を要する。

(2) 環境対策関係

①自然環境及び景観等保全のための制約

a.要因：用途地域 b.対象箇所：苑内

c.制約内容：上記IV 1

②公害防止のための制限

a.対象工種：騒音、振動、悪臭 b.対象箇所：宮内庁職員住宅、今出川通沿

c.制限内容：斫・集積・積込、土工事の掘削・埋め戻し作業

(3) 安全対策関係

①交通安全施設等の指定

- a.規制内容：入退場の箇所 b.規制箇所：今出川御門、今出川口以外
c.規制期間：当該工事中

②交通誘導警備員の配置

- a.対象要因：歩行者保護 b.対象箇所：現場入口周辺
c.対象期間：当該工事中 d.その他

③防護施設等

- a.必要な防護施設：工事現場 b.危険要因：事故、防犯
c.対策内容：外万能鋼板、内フェンスバリケード、キャストゲート
e.対象期間：当該工事中 f.その他：

④保安設備及び保安要員の配置

- a.対象工種：土堀改修、駒寄改修 b.対象箇所：現場入口周辺
c.対象期間：工事期間中 d.対象要因：歩行者、車両の安全確保

⑤一般道路の搬入路使用

- a.経路：今出川御門、今出川口から現場 b.制限内容：車両通行時
c.占用する際の関係機関協議：宮内庁、皇宮警察 d.その他：内閣府、上京区

⑥設計条件の指定

- a.対象物：土堀、駒寄 b.設計条件：図示
c.その他

⑦建設リサイクル法対象工事

a. 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設リサイクル法に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

b. 分別解体等の方法

工程毎の作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 無	手作業・機械作業の併用
土堀（雨落ち溝）	仮設工事 無	手作業・機械作業の併用
駒寄	仮設工事 無	手作業・機械作業の併用

その他	仮設工事 無	手作業・機械作業の併用
-----	--------	-------------

c. 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
がれき類、混合屑	(株) ジェネス 8.1km	京都市南区上鳥羽石橋町 16
建設発生木材	(株) ジェネス 8.1km	京都市南区上鳥羽石橋町 16

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、調査担当者に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

⑧建設発生土の受入地への搬出

- a.搬出箇所・距離：1.5km
- b.受入地名：苑内の指定個所
- c.受入条件：陸上残土
- d.その他：

(4) その他

①工事用資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）

- a.資機材の種類：土塀左官・木工材料、駒寄木材・金具
- c.保管・仮置き場所：現場
- d.期間：設置期間中
- e.保管方法：積置、シート掛
- f.積込・運搬方法：手作業・機械併用

②給水

- a.関係機関名：環境省京都御苑管理事務所
- b.協議時期：工事準備期間中
- c.取水箇所：桂宮邸跡
- d.取水時期：適宜
- e.取水方法：水道栓
- f.その他：

③現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置

可 設置条件：

④監督職員事務所の設置 有

e.その他：

⑤工事用水及び工事用電力の構内既存設備

- a.工事用水：利用できる（有償）
- b.工事用電力：利用できる（有償）

c. 工事用水、工事用電力を使用する場合は、給水栓、配電盤に消費量を記録するメーターを設置して使用量に応じた料金を支払うこと。

☑ ⑥資材置場や作業場等

- a.場所：資材は作業ヤード内に存置 b.期間：工事期間中
c.制限内容：整理整頓 d.その他

6. 土工

- ☑ (1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。
- ☑ (2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。
- ☑ (3) 植生保護及び土壌の固結防止を図るため、既存の道路以外においては重機等を出入りさせない。
- ☑ (4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。
- ☑ (5) 残土は、担当者の指示により苑内の指定された箇所に運搬して貯留する。

7. 無筋・鉄筋コンクリート

- ☑ (1) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。
雨落ち溝の地先境界ブロック基礎に使用するのモルタルコンクリートは、最低セメント使用量 420kg/m³を使用する。
- ☑ (2) セメントの種類は下記による。
適用箇所：雨落ち溝 種類：普通ポルトランドセメント
- ☑ (3) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公苑区域外に搬出し適正に処理する。

8. 材料

- ☑ (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。
左官材料、駒寄木材
- ☑ (2) 駒寄の各木部材は、柄孔、見隠を含めて全面に 1 回以上防腐・防虫剤を隙間無く塗布する。

- ①薬剤指定：☑有（日本エンパイロケミカルズ株式会社 キシラデコール 同等品）
- ☑（3）木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- ☑（4）木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については調査担当者と協議する。

9. 仮設工

交通誘導警備員を配置する場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを調査担当者に提出するものとする。

10. 週休2日制の試行

（1）週休2日の考え方

- ① 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
- ② 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成時までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時休止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。
- ③ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ④ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ⑤ 本件工事では、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は無い。
- ⑥ 受注者の責によらない現場開所
- 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合は、受注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- ⑦ やむをえない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休 2 日対象期間においては、技術者及び技能労働者が交代しながら個別に週休 2 日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(2) 総合工程表の作成

受注者は、発注者の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休 2 日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- ① 建設工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- ② 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- ③ 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片づけ期間」
- ④ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

(3) 工事工程の共有

- ① 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- ② 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- ③ 工事工程の共有に当たっては、必要に応じ下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- ④ 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が発注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

(4) 現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たない場合は、請負代金額のうち、建築・設備工事については労務費、土木工事については各諸経費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。（労務費及び各諸経費等の補正分は入札説明書等による。）

11. 本仕様の解釈について疑義が生じた場合は、調査担当者と協議の上決定する。

京都御苑内作業規程

環境省京都御苑管理事務所

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、京都御苑内において実施する工事、庭園管理、測量等の各作業（以下「作業」という。）について、苑内利用者及び、工事・業務請負者、委託業務受託者、その他作業を行う者（以下、「作業員」という。）の安全を確保し、かつ作業の円滑な進捗を図ることを目的とする。

(対象範囲)

第2条 本規程は、作業員を対象とする。

(関係法令等の遵守)

第3条 作業の実施に当たっては、「国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年五月六日厚生省令第十三号）」及びその他関係法令を遵守しなければならない。

(作業方法の選定)

第4条 作業員は、作業の実施に当たり、事故防止のため必要な調査を実施し、安全性等を十分検討した上、措置を講じ、最も有効な作業方法を選定しなければならない。

2 作業が長期または広範囲にわたる場合は、花木の開花や紅葉の時期及び場所と作業現場が極力重ならないよう配慮し、作業計画を検討しなければならない。

(作業期間)

第5条 作業員は、作業期間を定めるに当たり、この規程に定められている事項が十分に守られるよう配慮しなければならない。

(組織体制)

第6条 作業員は、作業内容と苑内の立地条件等を十分に把握した上で、適切な人材を配置し、指揮命令系統の明確な組織体制を構築するとともに、各作業や使用機器の特徴に応じた作業上及び安全対策上の留意点について作業員に周知させなければならない。

(隣接作業との調整)

第7条 作業員が、ほかの作業と隣接した場所において作業を実施する場合には、十分に連絡調整を行わなければならない。

(関係機関等への周知)

第8条 作業に当たっては、京都御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）からの指示に基づき以下の関係行政機関等のうち、必要な機関へ作業の概要を周知させなければならない。

宮内庁京都事務所、迎賓館京都事務所、皇宮警察本部京都護衛署、宗像神社、白雲神社、巖島神社、上京区役所、中京区役所、上京警察署、中京警察署

2 作業に当たり、敷地周辺の交通規制や騒音の発生など近隣住民への影響が著しいと管理事務所が判断した場合は、事前に、周辺自治会等へ作業内容を周知し、その協力を求めなければならない。

(事故発生時の措置)

第9条 作業により事故が発生した場合には、直ちに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき消防機関等への連絡を行うとともに、速やかに事故報告書を管理事務所へ提出しなければならない。

第2章 一般事項

(作業者の責務)

第10条 作業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①作業の日時、場所、人数等を管理事務所に連絡すること。
- ②腕章を着用するなど作業中であることが容易に判別できる服装で作業を行うこと。
- ③苑内利用者に不快感を与えるような服装及び妄りな行動は慎むこと。
- ④苑内利用者とのトラブルを起こさないこと。
- ⑤作業中の休憩は、管理事務所が指定する場所を使用すること。

(作業時間)

第11条 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。やむを得ず、この時間外に作業を行う場合は、事前に管理事務所担当官へ作業願いを提出して許可を受けた上、担当官の指示に従わなければならない。

(休日等の作業)

第12条 次の各号の一に掲げる期間は原則として作業を行わないこととする。やむを得ず、作業を行う必要がある場合は、管理事務所担当官へ作業願いを提出して許可を受けた上、担当官の指示に従わなければならない。

- 一 土・日曜日及び祝日
- 二 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- 三 葵祭（5月15日頃）、時代祭（10月22日頃）

2 前項以外の日であっても、諸事情により、作業を見合わせるよう指示があった場合は、これに従わなければならない。

(整理整頓)

第13条 作業を行う者は、作業現場内を常に整理整頓し、清潔を保持しなければならない。

2 作業用資材の集積・積込み・運搬に当たっては、倒壊、崩落、落下等が起こらないよう安全にこれを行わなければならない。

(環境への配慮)

第 14 条 作業者は、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。また、脱炭素や脱プラスチック等の環境配慮の取組を積極的に行うよう務めるものとする。

2 作業に使用する車輛は、低排出ガス車等の低公害車を極力用いるよう努めなければならない。

3 作業に使用する建設機械及び設備等についても、低騒音、低振動型、排出ガス対策型のものを極力用いるよう努めなければならない。

(巡視)

第 15 条 作業に当たり、必要に応じて安全巡視員等を配置することにより、作業現場内及びその周辺の安全巡視を徹底しなければならない。

第 3 章 交通対策

(車輛の通行)

第 16 条 車輛等を使用する苑内作業に当たっては、次の事項を厳守しなければならない。

①苑内乗り入れが可能な車輛等は、原則、作業用の車輛とし、乗用車の通行は認めない。

②車輛等が苑内を走行する場合は、定められた経路を守り、時速 10 k m以下の速度で走行するとともに、苑内利用者の安全確保に十分留意すること。

③緊急かつやむを得ない場合を除き警笛を使用しないこと。

④車輛等は、苑路以外の場所に進入してはならない。やむを得ず進入する場合は、管理事務所の許可を得ること。

⑤車輛による移動にあたっては、京都御所建礼門前及び京都御所建礼門から九條池に至る区間の走行を極力控えること。また、作業上必要な場合を除いて同区間に駐車しないこと。

(車輛の出入り)

第 17 条 苑内への車輛の出入りについては、原則「樫木口」を使用し、ほかの御門等を使用する場合は管理事務所の許可を得なければならない。

(車輛通行許可証の貸与)

第 18 条 苑内は原則車輛の通行を禁止しているため、苑内に乗り入れる車輛等には、管理事務所が貸与する作業車輛通行許可証（以下「通行許可証」という。）を常時掲出し、次の事項を厳守しなければならない。

①通行許可証は、車輛等の外部から容易に確認できる箇所に掲出すること。

②通行許可証は、ほかの車輛等に転用してはならない。

③貸与された通行許可証は、原則として、作業完了後、毎日管理事務所に返却すること。複数日使用する場合は、あらかじめ管理事務所の許可を得なければならない。

- ④通行許可証の貸与を受ける場合は、原則として「樫木口」から進入し、閑院宮邸跡敷地内の駐車場あるいは閑院宮邸跡敷地北側苑路に車輛を駐車すること。

(車輛の駐停車)

第 19 条 車輛を駐停車する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①駐車は管理事務所が指定した場所以外で行わないこと。
- ②駐停車中は、アイドリングを行わないこと。
- ③苑内利用者の妨げになるような位置や景観上支障となるような位置に駐停車しないよう配慮すること。
- ④前条の外、管理事務所における打合せ等のため、車輛を駐車する場合は、閑院宮邸跡敷地内駐車場または管理事務所北側苑路沿いに車輛を駐車することとし、間之町口附近に駐車しないこと。

第 4 章 現場管理

(作業現場の区分)

第 20 条 作業現場の区分に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ①作業者は、事前に管理事務所と作業区域を協議し、承認された区域を周囲から明確に区分し、区域以外の場所を使用しないこと。なお、作業区域の区分、その他通行規制等にあたりトラロープを使用しないこと。
- ②作業現場は原則として、保安柵又はネットなどで囲み、その中で作業を行うこと。
- ③保安柵又はネットなどの色彩、デザインは、周辺環境と調和したものとすること。
- ④作業者は、苑内利用者等が作業現場に立ち入らぬよう、注意看板等を設置すること。

(苑内利用者対策)

第 21 条 苑内利用者等の通行や利用を妨げないよう、作業現場において次の事項を遵守しなければならない。

- ①作業者は作業に伴い苑路の迂回等が必要な場合は、その都度管理事務所と協議のうえ遠方からでも作業が確認でき、安全に利用できるよう迂回指導板等の保安施設を設置すること。
- ②夜間において、作業車や資材が存置される場合や掘削等により利用者の安全が確保されない場合は、保安柵・保安灯の設置等の措置を講じること。
- ③材料・機械等は、自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に放置しないこと。

(保安柵)

第 22 条 保安柵の設置に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ①保安柵は、作業現場内への進入が禁止されていることが分かる物であって、かつ容易に転倒しない物を設置すること。
- ②保安柵の設置が困難な場合は、事前に管理事務所と協議し、承認が得られた場合はセーフティーコーン及びコーンバーの設置に代えることができる。

(植生の保護)

第23条 作業現場や資材置き場が必要な場合は、原則として裸地を利用することとするが、やむを得ず植生等にかかる場合は管理事務所と協議し、その指示に従わなければならない。

第5章 埋設物

(埋蔵文化財)

第24条 京都御苑内は文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されており、掘削等を伴う作業は管理事務所と協議を行い、事前に京都府教育委員会あてに申請書を提出するなどの必要な手続を行わなければならない。

(公共設備等埋設の確認)

第25条 作業者は、公共埋設物等が予想される場所での掘削作業を行う場合は、事前に十分な調査を行った上で試掘を行うなど慎重に作業を行わなければならない。また、作業に支障となる埋設物が確認された場合は速やかに管理事務所へ報告し、その指示に従わなければならない。

第6章 その他

(火気の使用)

第26条 作業現場における火気の使用は、作業に欠かせないものに限定し、事前に管理事務所の許可を受け、その指示に従わなければならない。

2 火気を使用する場合は、責任者を定めて火気の管理を厳重に行い、消火器等の防火設備を作業現場に備え付ける等の対策を講じなければならない。

(疑義)

第27条 本規程に定めのない場合など作業上疑義が生じた場合は、管理事務所担当官と協議し、決定することとする。

(附則)

この規程は、平成23年5月26日から施行する。

(附則)

この規程は、平成30年8月31日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年8月29日から施行する。

(附則)

この規定は、令和4年8月15日から施行する。